

用語の定義への意見に対する対応

「用語の定義」に関する主な意見①

	意見の内容	意見の理由	提出者の属性
事業監理情報	「事業監理情報とは、事業を遂行するために必要な事業監理の視点で整理と意味づけされた情報のこと」→「事業監理情報とは、事業監理を行う際に必要な情報のこと」に修正	「事業監理情報とは、事業を遂行するために必要な事業監理の視点で整理と意味づけされた情報のこと」の記述が解りにくい	発注者
	事業監理は、新規事業化から事業完了までの期間であるが、事業監理情報は新規事業化前が含まれており統一したほうはよいと考える。	用語の定義統一のため	業務受注
	「事業監理情報は、アナログの情報（紙）とデジタルの情報（データ）で構成される。」という考え方ではなく、「事業監理情報は、文章などの人が判断しないと判読できない非構造化データと機械判読性を持つ構造化データで構成される。」とするべきではないか	文章などもPDFデータとして保存しOCRなどの技術でデジタルデータに変換することは可能であるが、その文章自体は機械判読不可能であるため、非構造化データとなる。いずれにしてもプロジェクトCDEに保存する段階で（紙）の形で保存することはありえないので、定義を修正した。	工事受注者
	事業監理データに事業監理情報を含める	「事業監理情報」と「事業監理データ」を使い分けることが、難しいと考える。情報とデータは狭義には、意味の違いがあると思うが、関係者が広く理解できるか考えると難しいのではないかと思う。	工事受注者

「用語の定義」に関する主な意見②

	意見の内容	意見の理由	提出者の属性
事業監理	「～事業全体のマネジメント（プロジェクトマネジメント）のこと。」の、「(プロジェクトマネジメント)」を削除。	定義される用語の説明文の中に、同じ用語があると混乱するため。	発注者
事業者	発注者でいいのではないか。	新たな言葉を追加すれば、それだけ混乱を招くため、元々の言葉と同一の意味であれば、変える必要はないのではないか。	発注者
事業監理データマネジメント	定義内容は妥当だが、「省人化」「迅速化」という表現に加えて、「データの活用による判断の質向上」や「業務の見える化」といった視点も含めて整理すべき。	単に効率化を目指すだけでなく、データの蓄積・活用を通じてより良い意思決定や継続的な改善につなげる意図があると思われる。その目的が言葉に反映されることで、現場の理解と納得が得られやすくなるを考える。	業務受注者
事業監理データ連携基盤 (プロジェクトCDE)	「別添3」の資料中に「事業管理データ連携基盤は、ISO19650に全てを準拠するものを目指すわけではない。」と記載がありますが、規格に準拠せずにガラパゴス化するのはなぜでしょうか？	民間ともデータをやり取りするのであれば規格に準拠した方が良いと思います。	発注者
	BIM/CIM (IFC (ISO16739) , LandXML1.2) やGIS (JPGIS, InfraGML・CityGML等) と連携可能な共通データ環境 (CDE) として、事業フェーズ横断・関係者間連携を可能にするプラットフォームと定義するのが適切と考えます。	ISO19650に基づくCDE概念やISO16739に基づくOpenBIMを取り入れることで、国際標準や将来のDX展開にも対応しやすくなる。	業務受注者
事業監理アプリ	蓄積された事業監理データを活用した、各事業ごとの進捗率の把握 (事業量、事業費の残がどのくらいで、図面上ここまで進んでいる等の把握)	事業の進捗率を把握することで、次年度の計画が立てやすくなるため。	発注者

情報通信技術(いわゆるICT)の用語

- 国土交通省の事業監理データ連携基盤における情報通信技術(いわゆるICT)の用語の定義は、日本の法令体系の用例に準じたものとする。



法律の用例(抜粋)

①公共工事の品質確保の促進に関する法律

(定義) 第二条 1 3 公共工事の品質確保に当たっては、調査等、施工及び維持管理の各段階における情報通信技術(デジタル社会形成基本法(令和三年法律第三十五号)第二条に規定する情報通信技術をいう。以下同じ。)の活用(当該各段階におけるデータ(電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録に記録された情報をいう。以下この項において同じ。)の適切な引継ぎ及び多様かつ大量のデータの適正かつ効果的な活用を含む。以下同じ。)等を通じて、その生産性の向上が図られるように配慮されなければならない。

②デジタル社会形成基本法(令和三年法律第三十五号)令和7年4月1日 施行

(定義) 第二条 この法律において「デジタル社会」とは、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて自由かつ安全に多様な情報又は知識を世界的規模で入手し、共有し、又は発信するとともに、官民データ活用推進基本法(平成二十八年法律第百三号)第二条第二項に規定する人工知能関連技術、同条第三項に規定するインターネット・オブ・シングス活用関連技術、同条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の従来の処理量に比して大量の情報の処理を可能とする先端的な技術をはじめとする情報通信技術(以下「情報通信技術」という。)を用いて電磁的記録(電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第三十条及び第三十四条において同じ。)として記録された多様かつ大量の情報を適正かつ効果的に活用すること(以下「情報通信技術を用いた情報の活用」という。)により、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会をいう。

③官民データ活用推進基本法(平成二十八年法律第百三号)令和3年9月1日 施行

(定義) 第二条
2 この法律において「人工知能関連技術」とは、人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術をいう。

3 この法律において「インターネット・オブ・シングス活用関連技術」とは、インターネットに多様かつ多数の物が接続されて、それらの物から送信され、又はそれらの物に送信される大量の情報の活用に関する技術であって、当該情報の活用による付加価値の創出によって、事業者の経営の能率及び生産性の向上、新たな事業の創出並びに就業の機会の増大をもたらす、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与するものをいう。

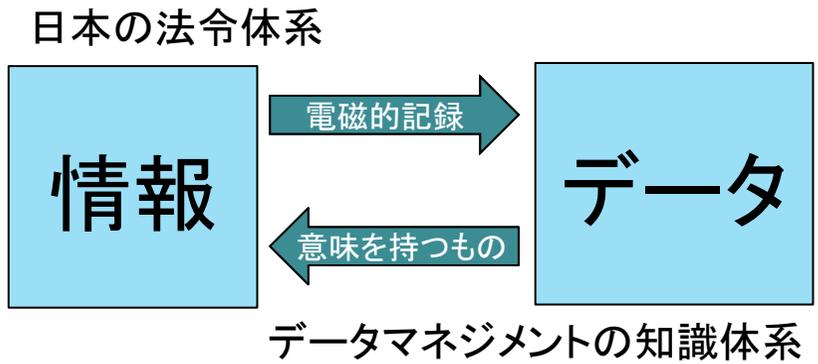
4 この法律において「クラウド・コンピューティング・サービス関連技術」とは、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)を他人の情報処理の用に供するサービスに関する技術をいう。

(参考) データと情報の用語

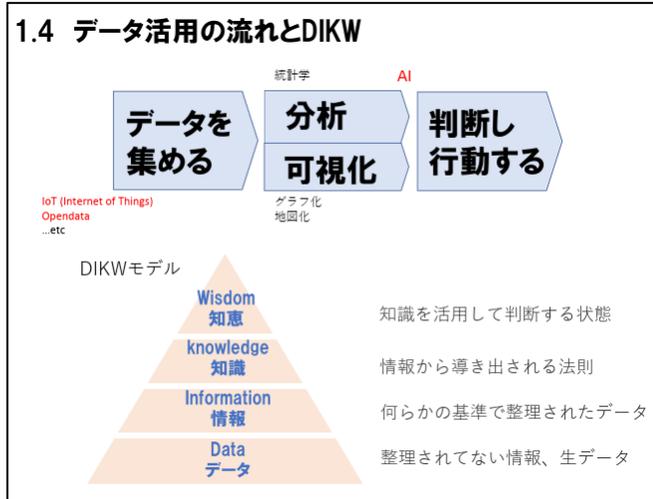
- 国土交通省の事業監理データ連携基盤における用語の定義は、日本の法令体系の用例に準じたものとする。
- データマネジメントの知識体系の用例と異なることに留意する必要がある。

日本の法令体系の「データ」と「情報」
 生成AI、IoT、クラウド、ビッグデータ等の様々な
 情報通信技術で活用可能な**情報通信技術で活用
 可能な電磁的記録**として記録された「情報」が
 「データ」

(出典)
 デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）令和7年4月1日 施行
 （定義）第二条 この法律において「デジタル社会」とは、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて自由かつ安全に多様な情報又は知識を世界的規模で入手し、共有し、又は発信するとともに、官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第二条第二項に規定する人工知能関連技術、同条第三項に規定するインターネット・オブ・シングス活用関連技術、同条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の従来の処理量に比して大量の情報の処理を可能とする先端的な技術をはじめとする**情報通信技術（以下「情報通信技術」という。）を用いて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第三十条及び第三十四条において同じ。）として記録された多様かつ大量の情報**を適正かつ効果的に活用すること（以下「**情報通信技術を用いた情報の活用**」という。）により、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会をいう。



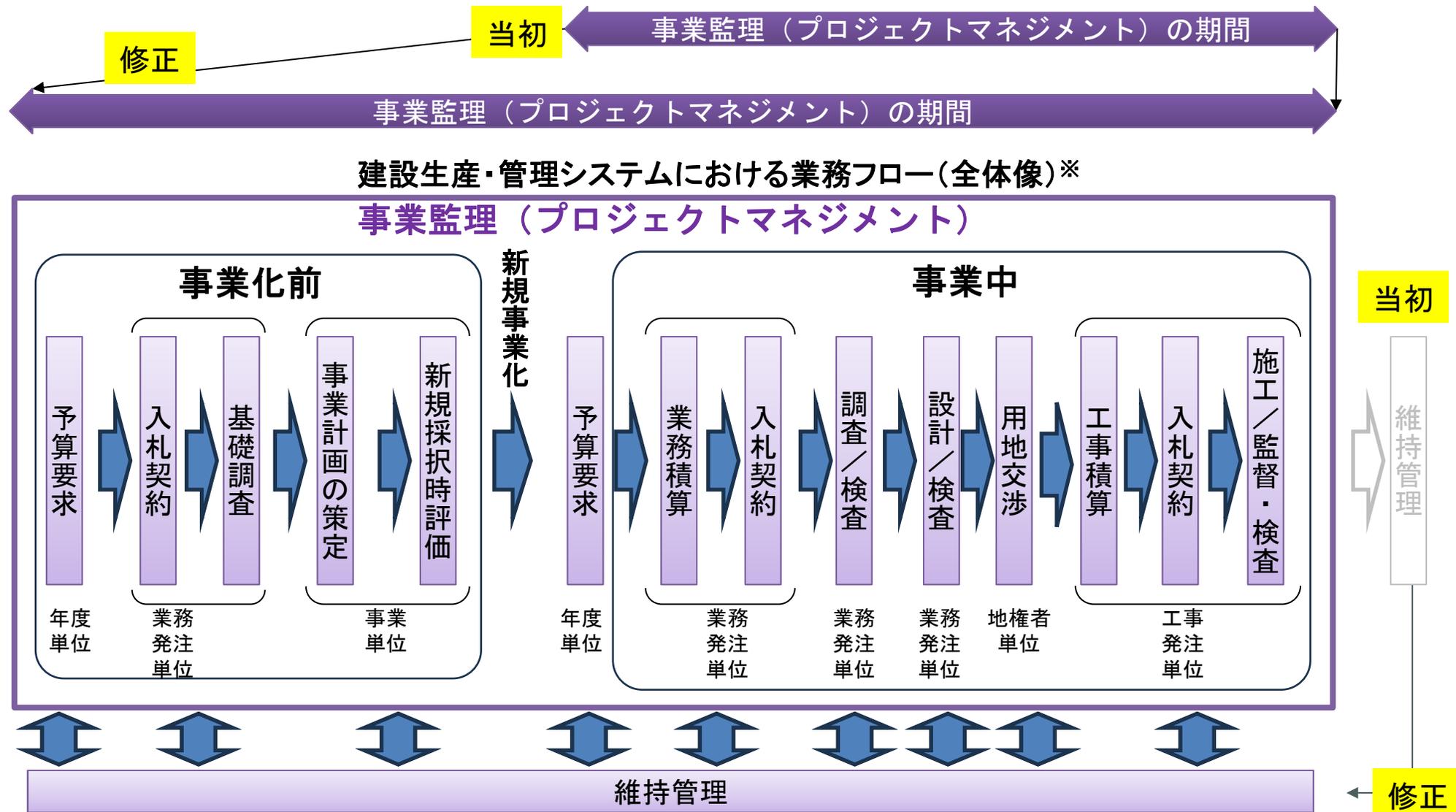
データマネジメントの知識体系(DIKWモデル)のデータ
意味を持つように「データ」を整理したものが「インフォメーション(情報)」



(出典)
 行政機関におけるデータ活用 九州テレコム振興センター井上 英幸
https://www.soumu.go.jp/main_content/000607574.pdf

事業監理の期間と維持管理との関係

- 意見を踏まえ、事業監理の期間を新規事業化前の段階から事業完了までの期間に変更する。
- 維持管理は建設事業と並行して実施されることから、維持管理との関係も修正した。



※令和6年度第2回発注者懇談会資料で提示した業務フローを修正

プロジェクトCDEに関する用語の定義(見え消し修正案)

用語	用語の定義
事業(プロジェクト)	<ul style="list-style-type: none"> 事業(プロジェクト)とは、国土交通省が実施する全ての建設事業(プロジェクト)のこと。
事業者 ※削除	<ul style="list-style-type: none"> 事業者とは、事業の実施者のこと。なお、業務と工事の受注者の対義語として、事業者を発注者と呼ぶ場合がある。
事業監理(プロジェクトマネジメント)	<ul style="list-style-type: none"> 事業監理(プロジェクトマネジメント)とは、新規事業化前から事業完了までの期間において、事業を遂行するために必要な発注者による事業全体のマネジメント(プロジェクトマネジメント)のこと。受注者の監督も含む。
事業監理データ ※事業監理情報と統合	<ul style="list-style-type: none"> 事業監理データとは、事業監理を行う際に必要な生成AI、IoT、クラウド等の様々な情報通信技術で活用可能な電磁的記録として記録された情報(デジタルデータ)のこと。 事業監理データは、新規事業化に必要なデータ、事業期間中に作成された事業に関するデータ、及び国土数値情報等の第三者によって作成された事業に関するデータで構成される。 事業監理データは事業監理中に活用されるが、事業完了後の維持管理段階でも活用される。 事業監理情報は、アナログの情報(紙)とデジタルの情報(データ)で構成される。 事業監理データは、自由に書かれた文章や画像(人が見て意味を判断する「非構造データ」と、項目ごとに整理されたデータ(コンピューターがすぐに処理できる「構造化データ」)で構成される。
事業監理データマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> 事業監理データマネジメントとは、データの収集、加工、廃棄等の作業のムダの排除と省人化を実現するとともに、AI等を活用した事業監理の高度化及び質の高い迅速な意思決定を実現するために事業監理データをマネジメントすること。 同じ情報を様々なシステムに何度も入力することなく、具体的には、承認プロセスを経てステータス(情報の成熟度)を付与し、リビジョン(最新)がわかる状態で、レスポンス(関係者間のやりとり)、コンテキスト(経緯、背景、根拠)等のデータを事業のあらゆる段階で発注者と受注者が活用できる状態にすること。
事業監理データ連携基盤(プロジェクトCDE)	<ul style="list-style-type: none"> 事業監理データ連携基盤とは、事業監理データを一元的に蓄積して事業のあらゆる段階で活用できることを可能とするデータベース(事業監理情報の集合体であって、電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの)を構築し、データの標準化を行い、受注者のシステム等その他のシステムとの外部連携が可能な事業監理データマネジメントに必要な基盤のこと。 事業監理データ連携基盤は、「プロジェクトCDE(シーディーイー)」と呼ぶ(CDE: Common Data Environmentの略称)。 事業監理データ連携基盤は、発注者によって協調領域として整備される。
事業監理アプリ	<ul style="list-style-type: none"> 事業監理アプリとは、事業監理データ連携基盤に蓄積された事業監理データを活用し、事業進捗率等の把握を見える化する等によってデータ駆動の事業監理を高度化させるアプリケーションのこと。

プロジェクトCDEに関する用語の定義(修正案)

用語	用語の定義
事業(プロジェクト)	<ul style="list-style-type: none"> 事業(プロジェクト)とは、国土交通省が実施する全ての建設事業のこと。
事業監理(プロジェクトマネジメント)	<ul style="list-style-type: none"> 事業監理(プロジェクトマネジメント)とは、新規事業化前から事業完了までの期間において、事業を遂行するために必要な発注者による事業全体のマネジメントのこと。受注者の監督も含む。
事業監理データ	<ul style="list-style-type: none"> 事業監理データとは、事業監理を行う際に必要な生成AI、IoT、クラウド等の様々な情報通信技術で活用可能な電磁的記録として記録された情報(デジタルデータ)のこと。 事業監理データは、新規事業化に必要なデータ、事業期間中に作成された事業に関するデータ、及び国土数値情報等の第三者によって作成された事業に関するデータで構成される。 事業監理データは維持管理段階でも活用される。 事業監理データは、自由に書かれた文章や画像(人が見て意味を判断する「非構造データ」と、項目ごとに整理されたデータ(コンピューターがすぐに処理できる「構造化データ」)で構成される。
事業監理データマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> 事業監理データマネジメントとは、データの収集、加工、廃棄等の作業のムダの排除と省人化を実現するとともに、AI等を活用した事業監理の高度化及び質の高い迅速な意思決定を実現するために事業監理データをマネジメントすること。 具体的には、承認プロセスを経てステータス(情報の成熟度)を付与し、リビジョン(最新)がわかる状態で、レスポンス(関係者間のやりとり)、コンテキスト(経緯、背景、根拠)等のデータを事業のあらゆる段階で発注者と受注者が活用できる状態にすること。
事業監理データ連携基盤(プロジェクトCDE)	<ul style="list-style-type: none"> 事業監理データ連携基盤とは、事業監理データを一元的に蓄積して事業のあらゆる段階で活用できることを可能とするデータベース(事業監理情報の集合体であって、電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの)を構築し、データの標準化を行い、受注者のシステム等その他のシステムとの外部連携が可能な事業監理データマネジメントに必要な基盤のこと。 事業監理データ連携基盤は、「プロジェクトCDE(シーディーイー)」と呼ぶ(CDE: Common Data Environmentの略称)。 事業監理データ連携基盤は、発注者によって協調領域として整備される。
事業監理アプリ	<ul style="list-style-type: none"> 事業監理アプリとは、事業監理データ連携基盤に蓄積された事業監理データを活用し、事業進捗率等の把握を見える化する等によってデータ駆動の事業監理を高度化させるアプリケーションのこと。